

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日に
おき、
翌日
に
あ
る
日
を
指
す)

目 次

◆ 告 示

- 保険医療機関等の指定
- 土地改良区の役員のが就退任
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定
- 育種母樹林の指定
- 遊漁規則の変更の認可
- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて
の同意を求めるための発起人の届出
- 開発行為に関する工事の完了
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正
- 政治団体の設立の届出
- 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
- 政治団体の解散の届出
- 政治団体の収支に関する報告書の要旨

◆ 選 管 告 示

告 示

鳥取県告示第九十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に
基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医
療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保
険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第
二条の規定により告示する。

昭和六十一年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町一一七	昭和六十一年二月一日
清水皮膚科形成 外科医院	米子市角盤町四丁目二三	昭和六十一年二月四日
坂倉整形脳外科 医院	八頭郡都家町大字都家五 九五―五	昭和六十一年二月一日
森 医 院	西伯郡西伯町大字福成九 八五	〃
今宮歯科診療所	鳥取市湖山町北六丁目四 〇三	昭和六十一年二月五日
谷 岡 薬 局	鳥取市永楽温泉町一〇五 ―三	昭和六十一年二月四日
国府町国民健康 保険中河原診療 所	岩美郡国府町大字中河原 六八一七	昭和六十一年二月一日

木島調劑薬局

八頭郡若桜町大字若桜一
二〇三一二

鳥取県告示第九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり会見地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	中村 卓郎	西伯郡会見町高姫七三四
"	田貝 国浩	金田二五七
"	潮 麻雄	天萬一五二六
"	赤井 祢郎	朝金五一九
"	新井 猛	天萬四三四
"	稲田 衛	寺内三三二
"	岩田 茂光	諸木七八
"	梅原 静雄	御内谷九五二
"	加藤 正己	宮前三六八
"	小林 勉	田住四三四

昭和六十一年一月二十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

"	齊 鹿 哲 夫	浅井四五五
"	長谷川 明 人	米子市上安曇三二三
"	長谷川 弘	青木五三六
"	大 田 薰	西伯郡会見町三崎一六九
"	野口 元 治	西伯町大字福成一三〇五
"	丸 山 勉	大字境五六一
"	宮 倉 文 治	九四九
"	都 田 三 郎	会見町天萬七一五
"	岡 田 勲	市山二五一
"	吉 田 明 雄	米子市大袋二九六
監事	岩 田 一 郎	西伯郡会見町諸木三〇二
"	三 嶋 薫	井上六五八
"	香 田 克 己	米子市下安曇一二九
"	田 子 兵 衛 門	西伯郡西伯町大字境二四九
理事	中村 卓郎	西伯郡会見町高姫七三四
"	三 嶋 秀 利	天萬一二三四
"	潮 一 男	三一七一一
"	大 田 薰	三崎一六九
"	稲 田 収	寺内三三四
"	加 藤 正 己	宮前三六八
"	新 井 鹿 蔵	二〇四

小林勉	田住四三四
岩田茂光	諸木七八
齊鹿哲夫	浅井四五五
盤指敏詮	御内谷九八七
梅原多	金田一〇七八
大江文彌	市山三六一
赤井一郎	朝金一四〇七
長谷川暢亮	米子市榎原一三五―四
大塚馨	上安曇三二四
宅野亮介	大袋三二九
宮倉運	西伯郡西伯町大字境六四七
田子兵衛門	二四九
野口元治	大字福成一三〇五
三鴨薫	会見町井上六五八
岩田豊	諸木三〇七
香田賢治	米子市下安曇一八七
宮倉文治	西伯郡西伯町大字境九九九

昭和六十一年一月二十七日就任 任期四年

鳥取県告示第九十三号

鳥取市が行う土地改良事業に係る東千代地区第二工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二

条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年三月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三条第一項の規定に基づき、育種母樹林の指定をするので、同法第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号及び指定年月日 六十一 昭和六十 一年二月 二十八日	指定採取源の種別 育種母 樹林	樹種 ひのき	所在場所 日野郡日南町生山 一三三三三三 一三三三五及三 三三三三三三	本数 (本) 九八三	面積 (ヘクタ) 三・〇〇	所有者の名称及び住所 鳥取市東町 一丁目二二 〇鳥取県
--	-----------------------	-----------	---	------------------	---------------------	--------------------------------------

鳥取県告示第九十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 漁業権者の名称及び住所
天神川漁業協同組合
倉吉市魚町二五二九
- 二 漁業権の免許番号
共同漁業権内共第二号
- 三 認可に係る変更の内容

1 次のとおり遊漁料の額を改めること。

漁具又は漁法	期 間		現 行		改 正 後
	年 間	一日限り	県外者	県内者	
さお釣り、手釣り、徒手採捕及びたも網（以下「さお釣り等」という。）	年 間	一日限り	県外者 六、〇〇〇円	県内者 三、〇〇〇円	四、〇〇〇円
	年 間	一日限り	県外者 二、〇〇〇円	県内者 七、〇〇〇円	二、〇〇〇円
投網（さお釣り等に併用することができ）	年 間	一日限り	県外者 一五、〇〇〇円	県内者 七、〇〇〇円	八、〇〇〇円

- 2 高齢により遊漁料を無料とする場合の年齢を現行「七十歳」から「七十五歳」に引き上げること。
- 四 変更後の遊漁規則の施行の日
昭和六十一年三月一日

鳥取県告示第九十六号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災

害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第二項に規定する同意を求めることについて発起人になろうとすることに係る届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項	漁業者調書の縦覧
発起人になろうとする者の住所及び氏名	場 所
鳥取市賀露町一七五七	賀露漁業協同組合
網 師 久 光	昭和六十一年二月二十八日から同年三月十四日まで
鳥取市賀露町一五三八	
網師野 繁 雄	
鳥取市賀露町一四四一	
岩 本 直 行	
加入区	期 間
賀露加入区	
漁業の区分	
漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業	

鳥取県告示第百九十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年十二月二十三日鳥取県指令受都計三第十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市吉谷字畑田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市古市一八三一二

福本ミツヨ

鳥取県告示第百九十八号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和六十一年三月一日から施行する。

昭和六十一年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表中

協同組合 多里農業 協同組合	本所	日野郡日南町湯河	株式会社山陰 合同銀行生山 支店
	本所	日野郡日南町湯河	株式会社山陰 合同銀行生山 支店
日南町農 業協同組 合	本所	日野郡日南町生山	株式会社山陰 合同銀行生山 支店
	大宮支所 山上支所 日野上支所 福栄支所 石見支所 阿毘縁支所	日野郡日南町印賀 日野郡日南町茶屋 日野郡日南町矢戸 日野郡日南町福塚 日野郡日南町上石見 日野郡日南町阿毘縁	株式会社山陰 合同銀行生山 支店

を

日南町農 業協同組 合	本所 大宮支所 山上支所 日野上支所 福栄支所 石見支所 阿毘縁支所 多里支所	日野郡日南町生山 日野郡日南町印賀 日野郡日南町茶屋 日野郡日南町矢戸 日野郡日南町福塚 日野郡日南町上石見 日野郡日南町阿毘縁 日野郡日南町湯河	株式会社山陰 合同銀行生山 支店
-------------------	--	--	------------------------

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和六十一年二月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前田 忠雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
山本実後援会	山下 真一	山本朝子	鳥取市桜谷三三六	昭和六十一年一月十六日	その他の政治団体
徳本幸男と共に考える会	福田安太郎	高原秀治	鳥取市宮谷三九二―五	昭和六十一年一月二十七日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和六十一年二月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前田 忠雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
日本共産党鳥取県中部地区委員会	代表者の氏名	水津 岩男	鷺見 節夫	昭和六十一年一月十日	政党の支部

日本共産党鳥取県委員会	代表者の氏名	尾西 幸男	昭和六十一年一月十八日	〃
鳥取県傷痍軍人会政治連盟	主たる事務所の所在地	鳥取市湯所四町一丁目五	昭和六十一年一月二十七日	〃
	代表者の氏名	保田 睦美	昭和六十一年一月十八日	〃
	代表者の氏名	石尾 実	昭和六十一年一月二十七日	〃
	主たる事務所の所在地	鳥取市二階一町二丁目一	昭和六十一年一月二十七日	その他の政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年二月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
豊かな活力ある鳥取市を築く会	宮崎正雄	足立利喜雄	鳥取市賀露町一一八五	昭和六十一年一月二十日	その他の政治団体
竹本憲治後援会	杉本勝利	田中 敏博	八頭郡若桜町大字若桜一三五	昭和六十一年一月二十日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十一年二月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

◎その他の政治団体	政治団体の収支報告書の要旨	その他の総費	2,000円
政治団体の名称	豊かな活力ある鳥取市を築く会	合 計	2,000円
報告年月日	昭和61年1月21日	政治団体の名称	竹本憲治後援会
	(昭和60年12月31日解	報告年月日	昭和61年1月22日
	散)		(昭和58年12月31日解
1 収入・支出の総額	2,000円	1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	2,000円	2 支出総額	0円
7 前年繰越額	2,000円		
4 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	2,000円		
2 支出の内訳			
政治活動費			